

令和2年大川市農業委員会第13回総会議事録

1. 開催日時 令和2年12月4日(金)
開 会 午前9時30分から午前10時15分まで

2. 開催場所 大川市役所 第1委員会室(3階)

3. 出席委員(15人)

1 番	水落 常志	9 番	武下 博子
2 番	古賀 林允	10 番	辻 正光
3 番	宮崎 文夫	11 番	吉川 康則
4 番	貞苅 謙二	12 番	志牟田文彦
5 番	梅崎 正道	13 番	植木 幸治
6 番	山崎 忠文	14 番	龍 靖男
7 番	柿添千鶴子	15 番	田中 博文
8 番	宮原 晶彦		

4. 欠席委員(0人)

5. 傍聴人(0人)

6. 付議議題

議案第26号	農地法第3条許可申請について
議案第27号	農地法第5条許可申請について
議案第28号	大川市農地利用集積計画について
議案第29号	非農地判断について
報告第23号	農地法第18条第6項通知について

7. 事務局

局長 中島 聖佳 次長 相川 曜一 主任主査 廣松 和徳

8. 会議の概要

(開会)

事務局 みなさん、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまから令和2年第13回大川市農業委員会総会を始めさせていただきます。

総会の定足数につきまして、ご報告いたします。農業委員会の在任委員15名中、15名の出席で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告いたします。

それでは、議事規則第4条の定めにより、会長より議長を務めていただきます。よろしくお願いいたします。

議 長 本日、ここに令和2年第13回大川市農業委員会を招集しましたところ、委員各位には公私とも、ご多忙の折にもかかわらず、ご参集くださいまして誠にありがとうございました。それでは、出席委員は、定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。

それでは、議事に入りますが、議事進行上、発言される時は挙手をし、議長の許可を受けてから、議席番号、氏名を告げて発言をお願いします。

最初に、議案第26号農地法第3条の許可申請についてを議題といたします。

1番～2番について審議をお願いします。

職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 (議案の朗読及び説明)

議 長 職員の議案の朗読及び説明が終わりました。
それでは、1番についてご意見、ご質疑等ございませんか。

議 長 他に、ご意見等なしと認めます。
ただいまから採決いたします。
1番の許可申請について、許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。
(全員挙手する)

議 長 挙手全員であります。
よって、1番は申請どおり許可することに決しました。
続きまして、2番についてご意見、ご質疑等ございませんか。
(「なし」という者あり)

議 長 他に、ご意見等なしと認めます。
ただいまから採決いたします。
2番の許可申請について、許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。
(全員挙手する)

議 長 挙手全員であります。

よって、2番は申請どおり許可することに決しました。

以上で、議案第26号農地法第3条の許可申請についての審議を終わりました。
次に、議案第27号農地法第5条許可申請についてを議題といたします。

1番～2番について審議をお願いします。

職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 (議案の朗読及び説明)

1番の申請目的は、建売分譲住宅6棟であります。農地区分につきましては、「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」である第1種農地で原則不許可であります。今回は集落接続して設置される住宅として転用するもので例外的に許可基準を満たすことになります。今回の申請地には6棟の住宅を建築しますが、この申請地の北側にある既存の住宅は、現在空き家であり解体して一体利用地とし合計8棟の建売住宅となります。工事は、令和3年1月20日頃着工であり、資金は金融機関の残高証明で確認しています。

2番の申請目的は、建売住宅2棟であります。農地区分は、第2種農地であり原則許可であります。今回の申請地には2棟の住宅を建築しますが、この申請地の東側は宅地であり、この宅地との一体利用して合計6棟の建売住宅となります。

工事は、令和3年1月20日着工であり、資金は金融機関の残高証明書で確認しています。

以上により、1番から2番まで、ともに許可妥当と考えますのでご審議をお願いします。

議 長 職員の議案の朗読及び説明が終わりました。

それでは、1番、2番についてご意見、ご質疑等ございませんか。

(「なし」という者あり)

古賀委員 1番、2番について補足説明いたします。事前に連絡を受け現場を確認しておりますが、詳細は事務局から説明があったとおりです。

議 長 次に、その他の委員さん、ご意見、ご質疑等ございませんか。

(「なし」という者あり)

他に、ご意見等なしと認めます。

ただいまから採決いたします。

1 番の許可申請について、許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。
(全員挙手する)

議 長 挙手全員であります。
よって、1 番は申請どおり許可することに決しました。
次に、2 番の許可申請について、許可意見を付すことに賛成の委員の挙手をお願いします。
(全員挙手する)

議 長 挙手全員であります。
よって、2 番の許可申請について、許可意見を付すことに決しました。
次に議案第28号大川市農用地利用集積計画についてを議題といたします。
職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 (議案の朗読及び説明)

議 長 職員の議案の朗読及び説明が終わりました。
それでは、ご意見、ご質疑等ございませんか。

吉川委員 3 番の農地については、面積に比べて20万円と安いのが、何故ですか。

辻委員 この1～3 番の農地は、私が相談を受けたもので、2 番、3 番は私が購入する農地であります。3 番の農地は用途地域内の農地であり購入者の実家（解体を予定）の周辺部の農地ですが、竹林の状態であり農地として利用するのは難しいと思いますが、2 番の農地と合わせて購入をお願いされたもので、このような安い金額になっております。

議 長 他に、ご意見、ご要望等ございませんか。
(「なし」という者あり)
他に、ご意見等なしと認めます。
ただいまから、採決いたします。
農用地利用集積計画について、賛成の委員の挙手をお願いします。
(挙手多数)

議 長 挙手多数であります。

よって、農用地利用集積計画は計画のとおり決定されることに賛成の意見を付することに決しました。

以上で、議案第28号大川市農用地利用集積計画についての審議を終わりました。

次に、第29号非農地判断についてを議題といたします。

職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 （議案の朗読及び説明）

議 長 職員の議案の朗読及び説明が終わりました。
それでは、ご意見、ご質疑等ございませんか。

辻委員 なぜ、非農地として判断するのですか。

事務局 前回の協議会で説明しましたように、この農地はかなり前から森林の様相を呈した農地であり、機械等で容易に復元することができない農地であり、併せて、用途区域内農地ということで非農地判断の審議をお願いするものです。

吉川委員 私は、これまで言っているように、このようになるまで放っておいた農業委員等の責任であり、非農地判断をして農地以外にするのはおかしいと思います。

古賀委員 難しい問題ではありますが、この農地を非農地判断するとしても、他の地域にも森林の様相を呈している農地がいくつかありますが、どのようにするのですか。

梅崎委員 この農地は、30年前より森林の様相を呈しているので、非農地判断は妥当だと思います。

事務局 今回の非農地判断は、用途地域内の農地であり、かつ、数十年経過しているということで非農地判断をしたらどうかと考えております。

議 長 他に、ご意見、ご要望等ございませんか。
（「なし」という者あり）
他に、ご意見等なしと認めます。

ただいまから、採決いたします。
非農地判断について、賛成の委員の挙手をお願いします。
(挙手多数)

議 長 挙手多数であります。
よって、非農地判断とすることに賛成の意見付することに決しました。
以上で、第29号非農地判断についての審議を終わりました。
次に、報告第23号農地法第18条第6項の通知についてを議題といたします。
職員に報告の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 (議案の朗読及び説明)

議 長 職員の報告の朗読及び説明が終わりました。
みなさん、ご質疑等ございませんか。

議 長 他に、ご意見、ご質疑等ございませんか。
(「なし」という者あり)
他に、ご意見等なしと認めます。
以上で、報告第23号を終わります。

議 長 次に、署名委員を氏名いたします。
11番 吉川 康則 委員
13番 植木 幸治 委員
を指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。
(「異議なし」という者あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、左様決しました。
以上で、第13回大川市農業委員会総会を閉会致します。

令和2年 月 日

委員 (吉川 康則)
(自署)

印

委員 (植木 幸治)
(自署)

印